

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定によつて、次の者を生産事業者登録簿から抹消した。

平成二十年八月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

登録番号	五―三五	五―五〇
生産事業者の氏名 又は名称	延安久男	中山 中
生産事業者の住所	尾道市御調町 白太一五三番 地	三原市久井町 江木一八〇一 番地
生産事業の内容	幼苗の育成・ 幼苗以外の苗 木養成	採取・精選・ 幼苗の育成・ 幼苗以外の苗 木養成
事業所の 名称	延安久男	中山樹苗園
事務所の 所在地	尾道市御調町 白太	三原市久井町 江木